

中国第 12 次 5 ヲ年計画と産業高度化

— 「改革開放下中国における産業の高度化」補遺 —

The 12th 5-Year Plan of the PRC and the Qualitative Advance of Industry:
Addendum to *Qualitative Advance of Chinese Industry*
in the Era of Economic Reform

金 澤 孝 彰
Kanazawa, Takaaki

ABSTRACT

This paper should be regarded as a supplement to *Qualitative Advance of Chinese Industry in the Era of Economic Reform* (1) – (5) by the same author. It begins with an introduction to the 12th 5-Year Plan of the PRC, ratified at the National People’s Congress in March 2011. The author explains the significance of the plan for industrial policy. Comparing the revised guideline lists on industrial structural adjustment (2011) with the original guideline lists published in 2005, the paper then examines issues in policy direction affecting the qualitative advance of Chinese industry in the 21st century.

はじめに

筆者は本誌 356 号, 359 号, 360 号, 361 号, そして 362 号の計 5 回にわたり論稿「改革開放下中国における産業の高度化」(以下, “拙稿 (*)” と表記。ただし*には掲載回の数字 (1 ~ 5) が入る) を掲載してきた。同論をしめくくるにあたり, 拙稿 (5) では 2010 年 10 月に開催された中国共産党第 17 期 5 中全会にて採択された第 12 次 5 ヲ年計画 (“国民経済和社会発展第十二个五年 (2011 – 2015 年) 規劃”) に関する党中央の提言 (以下, “建議” と表現) を

部分的にとりあげ、そこから中国における産業の高度化の今後の方向性について展望した。なお同稿提出後の2011年3月に北京で開催された第11期全国人民代表大会（全人代）第4回全体会議で同計画が審議・採択された後、その綱領（以下、“要綱”と表現）が公表された。⁽¹⁾

“要綱”で記されている内容が“建議”をふまえていることは“要綱”そのものの冒頭にも記されている通りだが、拙稿⁽²⁾（5）掲載が諸般の事情で本誌前号となり、⁽³⁾その発行を以て読者の眼前に晒される時点（すなわち2011年7月）がすでに“要綱”公表から多少月日が経過しているという事実も考慮し、本号では拙稿（5）のしめくりで述べた内容を補うべく、また上記全人代に前後しての中国経済にかかわる政策決定や動向ともからませつつ（その中には、拙稿（1）～（5）執筆と同時進行的な中国国内での産業政策的動向や、明らかにされた関連公式文書のうち見落としていたものの紹介も含む）、主に製造業分野を対象に、“要綱”での産業高度化関連部分の要点を述べていくこととする。

1. 第12次5ヵ年計画“要綱”の全体概要

まず、“要綱”の全体的な構成を見ておくと、以下の表1の通り、全16篇計62章から成り立っている。

-
- (1) 本稿では「人民日報(国内版)」2011年3月17日付掲載分を参照した。なお、全人代で採択、批准されたのは同3月14日である。
- (2) “要綱”冒頭部分の原文は以下の通りである。「中華人民共和國國民經濟和社會發展第十二個五年（2011—2015年）規劃綱要，根據《中共中央關於制定國民經濟和社會發展第十二個五年規劃的建議》編制，主要闡明國家戰略意圖，明確政府工作重點，引導市場主體行為，是未來五年我國經濟社會發展的宏偉藍圖，是全國各族人民共同的行動綱領，是政府履行經濟調節，市場監管，社會管理和公共服務職責的重要依據。」（以上，全文表示）
- (3) 拙稿は当初計4回掲載での完結予定であったが、拙稿（4）として提出したものの分量とその提出当時の本誌（361号および362号）への他者執筆投稿状況を鑑みて、拙稿（4）および（5）という分割掲載とあいなり、その調整にともない時期的に全人代開催期間を跨ぐという結果に至った次第である。

表 1 第 12 次 5 ヵ年計画要綱の構成 (括弧内は原文漢字表記)

第 1 篇	方式転換 科学的発展の新局面の創出 (“転変方式 開創科学發展新局面”)
第 1 章	發展の環境 (“發展環境”)
第 2 章	指導思想 (“指導思想”)
第 3 章	主要な目標 (“主要目標”)
第 4 章	政策の方向性 (“政策導向”)
第 2 篇	強農恵農 社会主義新農村建設の加速 (“強農恵農 加快社会主義新農村建設”)
第 5 章	近代的農業の發展加速 (“加快發展現代農業”) [全 4 節]
第 6 章	農民增收ルート開拓拡大 (“拓寬農民增收渠道”) [全 3 節]
第 7 章	農村の生産・生活条件の改善 (“改善農村生産生活条件”) [全 4 節]
第 8 章	農村の發展体制メカニズムの整備 (“完善農村發展体制機制”) [全 3 節]
第 3 篇	方式転換と高度化 産業コア競争力の向上 (“轉型升級 提高産業核心競争力”)
第 9 章	製造業の改造・レベルアップ (“改造提升製造業”) [全 5 節]
第 10 章	戦略的新興産業の育成・發展 (“培育發展戰略性新興産業”) [全 3 節]
第 11 章	エネルギー生産・利用方式の変革推進 (“推動能源生産和利用方式變革”) [全 3 節]
第 12 章	総合的交通運輸体系の構築 (“構建綜合交通運輸体系”) [全 4 節]
第 13 章	情報化水準の全面的向上 (“全面提高信息化水平”) [全 3 節]
第 14 章	海洋經濟の發展の推進 (“推進海洋經濟發展”) [全 2 節]
第 4 篇	環境作り・整備, サービス業の一大發展の推進 (“營造環境 推進服務業大發展”)
第 15 章	生産性サービス業の加速發展 (“加快發展生産性服務業”) [全 4 節]
第 16 章	生活性サービス業の強力な發展 (“大力發展生活性服務業”) [全 4 節]
第 17 章	サービス業發展に有利な環境作り (“營造有利于服務業發展的環境”) [全 2 節]
第 5 篇	構造の最適化, 地域の協調的發展と都市化の健全な發展の促進 (“優化格局 促進区域協調發展和城鎮化健康發展”)
第 18 章	地域發展総合戦略の実施 (“實施区域發展總體戰略”) [全 5 節]
第 19 章	主体機能区戦略の実施 (“實施主体功能区戰略”) [全 4 節]
第 20 章	積極的かつ安定した (着実な) 都市化推進 (“積極穩妥推進城鎮化”) [全 3 節]
第 6 篇	綠色發展 資源節約型・環境親和型社会の建設 (“綠色發展 建設資源節約型, 環境友好型社会”)
第 21 章	地球氣候変動への積極的対応 (“積極應對全球氣候變化”) [全 3 節]
第 22 章	資源節約・管理の強化 (“加強資源節約和管理”) [全 4 節]
第 23 章	循環型經濟の強力な發展 (“大力發展循環經濟”) [全 4 節]
第 24 章	環境保護の取り組み強化 (“加大環境保護力度”) [全 3 節]
第 25 章	生態系保護・修復の促進 (“促進生態保護和修復”) [全 3 節]
第 26 章	水利・防災減災体系構築の強化 (“加強水利和防災減災体系建設”) [全 3 節]
第 7 篇	創造的革新駆動 科学教育立国戦略と人材強国戦略の実施 (“創新駆動 實施科教興国戰略和人才強国戰略”)
第 27 章	科学技術創造革新能力の増強 (“增強科技創新能力”) [全 4 節]
第 28 章	教育改革發展の加速 (“加快教育改革發展”) [全 4 節]
第 29 章	広大な高素質人材隊列の育成 (“造就宏大的高素質人才隊伍”) [全 3 節]
第 8 篇	民生改善 健全な基本公共服务体系の構築 (“改善民生 建立健全基本公共服

務体系”)

- 第30章 基本公共サービス水準の底上げ（“提升基本公共服務水平”）[全2節]
- 第31章 就業優先戦略の実施（“実施就業優先戦略”）[全3節]
- 第32章 収入分配関係の合理的調整（“合理調整収入分配關係”）[全4節]
- 第33章 都市・農村住民の社会保障体系の健全なカバー（“健全覆盖城鄉居民的社会保障体系”）[全3節]
- 第34章 基本医療衛生制度の整備（“完善基本医療衛生制度”）[全6節]
- 第35章 住宅保障水準の向上（“提高住房保障水準”）[全3節]
- 第36章 人口事業の全面改善的取り組み（“全面做好人口工作”）[全5節]
- 第9篇 問題の表層と本質の同時解決 社会管理の強化・革新的創造（“標本兼治 加強和創新社会管理”）
- 第37章 社会管理体制の創造的革新（“創新社会管理体制”）[全2節]
- 第38章 都市・農村コミュニティの自治・サービス機能強化（“強化城鄉社区自治和服務功能”）[全2節]
- 第39章 社会組織建設の強化（“加強社会組織建設”）[全2節]
- 第40章 大衆の権利・利益保護メカニズムの整備（“完善維護群衆權益機制”）[全2節]
- 第41章 公共安全体系建設の強化（“加強公共安全体系建設”）[全4節]
- 第10篇 継承と創造革新 文化の大いなる発展と繁栄の促進（“傳承創新 推動文化大發展大繁榮”）
- 第42章 全民族の文明的素養の向上（“提高全民族文明素質”）[全3節]
- 第43章 文化の創造革新の推進（“推進文化創新”）[全2節]
- 第44章 文化事業と文化産業の繁栄・発展（“繁榮發展文化事業和文化産業”）[全2節]
- 第11篇 改革・堅塁 社会主義市場経済体制の整備（“改革攻堅 完善社会主義市場經濟体制”）
- 第45章 基本的経済制度の堅持と整備（“堅持和完善基本經濟制度”）[全3節]
- 第46章 行政体制改革の推進（“推進行政体制改革”）[全4節]
- 第47章 財政・租税体制改革の加速（“加快財稅体制改革”）[全3節]
- 第48章 金融体制改革の深化（“深化金融体制改革”）[全4節]
- 第49章 資源性産品価格および環境保護費用徴収改革の深化（“深化資源性産品價格和環保收費改革”）[全3節]
- 第12篇 互惠互利でのWin-Win 対外開放水準の向上（“互利共贏 提高對外開放水平”）
- 第50章 地域開放構造の整備（“完善区域開放格局”）[全3節]
- 第51章 対外貿易構造の最適化（“優化對外貿易結構”）[全3節]
- 第52章 「引進來」と「走出去」の統一的計画（“統籌‘引進來’与‘走出去’”）[全2節]
- 第53章 グローバル経済の統治管理と地域協力への積極的参画（“積極参与全球經濟治理和区域合作”）[全1節]
- 第13篇 民主の発展 社会主義政治文明建設の推進（“發展民主 推進社会主義政治文明建設”）
- 第54章 社会主義民主政治の発展（“發展社会主義民主政治”）[全1節]
- 第55章 法制建設の全面的推進（“全面推進法制建設”）[全1節]
- 第56章 腐敗反対・廉政提唱の強化（“加強反腐倡廉建設”）[全1節]
- 第14篇 協力の深化 中華民族共同の郷里の建設（“深化合作 建設中華民族共同家園”）
- 第57章 香港・マカオの長期的繁栄・安定の保持（“保持香港澳門長期繁榮穩定”）[全3節]

- 第 58 章 兩岸関係の平和的發展および祖国統一大業の推進（“推進兩岸関係和平發展和祖国統一大業”）[全 3 節]
- 第 15 篇 軍民融合 国防と軍隊近代化建設の強化（“軍民融合 加強国防和軍隊現代化建設”）
- 第 59 章 国防および軍隊の近代化建設の強化（“加強国防和軍隊現代化建設”）[全 1 節]
- 第 60 章 軍民融合式發展の推進（“推進軍民融合式發展”）[全 1 節]
- 第 16 篇 実施強化 広大な發展の青写真の實現（“強化実施 實現宏偉發展藍図”）
- 第 61 章 計画実施とその評価メカニズムの整備（“完善規劃實施和評估機制”）[全 4 節]
- 第 62 章 計画のバランス管理の強化（“加強規劃協調管理”）[全 1 節]

注)「人民日報」(国内版) 2011 年 3 月 17 日付より筆者整理

なお、“建議”の構成および上記“要綱”のそれとの大まかな対応関係は表 2 のとおりである。

表 2 第 12 次 5 ヵ年計画“建議”構成

- 1) 經濟發展方式の転換を加速し、科学的發展の新局面を切り開く（“加快轉變經濟發展方式，開創科學發展新局面”）[全 4 項目] → “要綱”第 1 篇の第 1 章・第 2 章に相当
- 2) 内需拡大戦略を堅持し、經濟の安定した比較的速い成長を維持する（“堅持擴大內需戰略，保持經濟平穩較快發展”）[全 3 項目] → “要綱”第 1 篇の第 3 章・第 4 章に相当
- 3) 農業の近代化を推進し、社会主義新農村建設を加速する（“推進農業現代化，加快社会主義新農村建設”）[全 4 項目] → “要綱”第 2 篇に相当
- 4) 近代的産業体系を發展させ、産業のコア競争力を向上する（“發展現代産業体系，提高產業核心競爭力”）[全 6 項目] → “要綱”第 3～4 篇に相当
- 5) 地域の協調的發展を促し、積極的かつ堅実に都市化を進める（“促進區域協調發展，積極穩妥推進城鎮化”）[全 4 項目] → “要綱”第 5 篇に相当
- 6) 資源節約、環境親和型社会の建設を加速し、生態文明水準を引き上げる（“加快建設資源節約，環境友好型社会，提高生態文明水平”）[全 5 項目] → “要綱”第 6 篇に相当
- 7) 科学教育立国戦略と人材強国戰略の實施を深化させ、革新創造型国家建設を加速する（“深入實施科教興國戰略和人才強國戰略，加快建設創新型国家”）[全 4 項目] → “要綱”第 7 篇に相当
- 8) 社会建設を強化し、健全な基本公共サービス体系を構築する（“加強社会建設，建立健全基本公共服務体系”）[全 6 項目] → “要綱”第 8～9 篇に相当
- 9) 文化の大いなる發展と繁榮を推進し、国家の文化面での柔軟な実力を向上させる（“推動文化大發展大繁榮，提升国家文化軟實力”）[全 3 項目] → “要綱”第 10 篇に相当
- 10) 改革と堅韌攻略の歩みを加速し、社会主義市場經濟体制を整備する（“加快改革攻堅步伐，完善社会主義市場經濟体制”）[全 6 項目] → “要綱”第 11 篇に相当
- 11) 互利共榮の開放戰略を實施し、對外開放レベルをさらに引き上げる（“實施互利共贏的開放戰略，進一步提高對外開放水平”）[全 4 項目] → “要綱”第 12 篇に相当
- 12) 全党・全国各民族人民が団結し、第 12 次 5 ヵ年計画實現のために努めて奮闘する（“全党全国各民族人民團結起來，為實現“十二五”規劃而奮鬥”）[全 7 項目] → “要綱”第 13～16 篇に相当

注) 各種資料より筆者作成（括弧内については表 1 と同様）

また第12次5ヵ年計画は、基本的には第11次5ヵ年計画を踏襲している。第11次5ヵ年計画は当該期間（2006年～2010年）を、全面的な小康社会建設をカナメとし、科学的発展観の全面的貫徹と、都市と農村の発展の調和、地域発展の調和、経済と社会の発展の調和、人と自然の調和のとれた発展、国内発展と対外開放の調和の徹底といったように「調和（“和諧”）社会の構築」をキーワードに、社会全体の持続的な均衡発展を目指すものであった。第11次5ヵ年計画の方の“要綱”は全体で14篇計48章から成り立っているが、そのうちの前半各篇（計29章）の構成は基本的にそれぞれ第12次5ヵ年計画の第1篇から第7篇までの各篇にほぼ対応している。⁽⁴⁾

(4) 第11次5ヵ年計画の各篇の構成は以下の付表の通りである。なお、第8篇以下の後半については、第12次5ヵ年計画での対応篇も明記した。これにより、第12次5ヵ年計画は第11次5ヵ年計画を基本的に踏襲している一方で、新たな強調点として民生改善と中華民族としてのアイデンティティ強化が追加されたことを窺い知ることができる。

(付表) 第11次5ヵ年計画（2006～2010年）の構成

第1篇：指導原則と発展目標（“指導原則と発展目標”，全3章）

第2篇：社会主義新農村の建設（“建設社会主義新農村”，全6章）

第3篇：工業構造の最適化・高度化の推進（“推進工業結構優化升級”，全6章）

第4篇：サービス業の発展加速（“加快發展服務業”，全3章）

第5篇：地域協調発展の促進（“促進区域協調発展”，全3章）

第6篇：資源節約型・環境親和型社会の建設（“建設資源節約型，環境友好型社会”，全5章）

第7篇：科学教育立国戦略と人材強国戦略の実施（“実施科教興国戦略和人才強国戰略”，全3章）

第8篇：体制改革の深化（“深化体制改革”，全5章）→第12次5ヵ年計画での第11篇に対応

第9篇：互惠互利・Win-Win型の開放戦略の実施（“实施互利共贏開放戰略”，全3章）→同第12篇に対応

第10篇：社会主義調和社会建設の推進（“推進社会主義和諧社会建設”，全5章）→同第9篇に対応

第11篇：社会主義民主政治建設の強化（“加強社会主義民主政治建設”，全1章）→同第13篇に対応

第12篇：社会主義文化建設の強化（“加強社会主義文化建設”，全1章）→同第10篇に対応

第13篇：国防・軍隊建設の強化（“加強国防和軍隊建設”，全1章）→同第15篇に対応

第14篇：健全な計画実施メカニズムの確立（“建立健全規劃實施機制御”，全3章）→同第16篇に対応

拙稿（5）でもとりあげ、“要綱”での総論的位置づけである第1篇にも反映されていることではあるが、第12次5カ年計画期間では、前の5カ年計画期間に引き続いての調和のとれた経済社会構築のために、従来の投資・輸出依存型から消費と投資と輸出の三者が調和した経済成長への転換を図ることが要求されている。そこで“要綱”第1篇第2章の指導思想で述べられている基本的要求の部分のをぞいてみると、当該計画期間における経済発展方式転換加速のポイントとして、

- ①主たる攻略課題としての戦略的経済構造調整：長期的に有効な内需拡大メカニズムを構築し、経済成長を消費・投資・輸出による均衡のとれた牽引に依拠したものに転換させていく。農業の位置づけを強化し、製造業のコアコンピタンスを向上させ、戦略的新興産業を発展させ、サービス産業の発展加速を通じて、経済成長を第1次、第2次、第3次産業が協同で牽引するものに転換させていく。都市と農村の発展を統一的に計画し、都市化を積極的かつ着実に推進し、社会主義新農村建設を加速し、地域間のよい方向への相互作用による、バランスのとれた発展を促進する。
- ②科学技術進歩・革新的創造：科学技術のもつ第一の生産力、人材のもつ第一の資源としての機能を十分に発揮させ、教育の近代化水準を向上させ、自主創造革新能力を増強し、革新的人材の隊列を大きくし、発展において主に科学技術の進歩、勤労者の資質向上、経営管理の革新に依拠する方向への転換を推進して、革新型国家の建設を加速する。
- ③民生の保障およびその改善：民生保障・改善の諸事業の発展を加速し、基本公共サービスの均等化を推進し、所得分配調節の度合いを強め、共同富裕の道をゆるぎなく歩み、発展の成果が人民全体におよぶようにする。
- ④資源節約型・環境親和型社会建設：資源節約と環境保護の基本国策を貫徹し、エネルギーを節約し、温室効果ガスの排出強度を低下させ、循環型経済を発展させ、低炭素技術を普及させ、地球規模の気候変動に積極的に対

応し、経済・社会の発展促進と人口・資源・環境との釣り合いをはかり、持続可能な発展の道を歩む。

- ⑤改革開放：経済、政治、文化、社会各分野で改革を確固として推進し、科学的発展に資する体制・仕組みの構築を加速し、国際社会と共同で地球規模の挑戦に対応し、発展のチャンスを共有する。

の5点が挙げられている。概して第12次5ヵ年計画では、それまで改革開放路線の下で経済急成長によって生じた第2次産業偏重や、消費と投資との間の不均衡といった構造的問題の長期的累積が資源・エネルギーの浪費や環境汚染、少子高齢化、金融システムの脆弱性ととも中国経済の長期的発展を制約するという問題へとつながるといった懸念を鑑み、科学的発展と経済発展方式転換の加速が不可欠な要素であることが強調されている。なかでも①について、産業の高度化を中心とする「経済構造の戦略的調整」が経済成長の質の向上を目指す上でも主要課題となる。

また、“要綱”第1篇第3章では、当計画期間の経済成長目標をGDP評価で見て年平均7%成長と設定し、それによって「経済を安定的に比較的速く発展させる」としている。これは第11次5ヵ年計画での当初目標（年平均7.5%）やその結果実績（同11.2%）とくらべるとやや見劣りする数値である。こうした控えめな数値設定の背景には、人口の高齢化が進み、労働力が過剰から不足に向かう中で潜在成長率が低下するものと予想されることなどが要因として挙げられる。

さらに、同章での「農業基盤をいっそう強化なものにし、工業構造をひきつづき最適化し、戦略的新興産業の発展で突破を遂げ、サービス産業のGDPに占める比重を高める」と表現される産業構造調整目標をふまえ、今後の成長維持のためには、従来の労働や資本といった投入の量的拡大による成長から、生産性向上による質的向上を目指した成長に方針転換がはかられていくことになる。

これら農業（第1次産業）、工業（第2次産業）、サービス産業（第3次産業）の方向性は、それぞれ“要綱”第2篇、第3篇、第4篇で取り扱われる。ここでこれら三篇それぞれの冒頭部分を見ると、「農業近代化を工業化・都市化の発展深化と同時的に推進し、工業が農業を促し、都市が農村を支援する長期的有効メカニズムを整備し、農業を強化し、農民に恵みをもたらすことに努め、農業の近代化水準と農民の生活水準を向上させる」（第2篇）、「新型工業化路線を堅持し、市場での需要変化に適応し科学技術進歩の新傾向に基づき、比較優位を発揮させ、構造が最適化した、先進的技術を有し、クリーンかつ安全、高付加価値で就業受け入れ能力の強い近代的産業体系を発展させる」（第3篇）、そして、「産業構造調整最適化・レベルアップの戦略的重点としてのサービス部門の大いに発展させ、そのために有利な政策的・体制的な環境を整備し、新領域拡張、新業態発展、新たな目玉の育成、サービス産業経営の規模化、ブランド化、ネットワーク化などによって、サービス産業の比重と水準をたえず高めていく」（第4篇）、といったことが記されている。

2. 製造業分野にみる産業高度化の方向性—重点産業と戦略的新興産業

“要綱”第3篇は上掲表1の通り、第9章から第14章までの計六章からなる。このうち第9章はさらに、第1節「重点産業の構造調整推進（“推進重点産業結構調整”）」、第2節「産業配置の最適化（“優化産業布局”）」、第3節「企業技術改造の強化（“加強企業技術改造”）」、第4節「企業M&Aの指導（“引導企業兼併重組”）」、第5節「中小企業発展の促進（“促進中小企業発展”）」の五つの節から成り立っており、総じて製造業分野の粗放的拡大から質的強化・高付加価値化へのいっそうの転換促進を図ることが述べられている。

なかでも、第1節でとりあげられている重点産業とは、主に拙稿(4)で述べた2009年から3年間の調整振興対象となった十大産業部門のうち、物流業をのぞく製造業部門にほぼ対応したものであり、これらに建設材料が加わったものとなっている⁽⁵⁾。この第1節の文言および当節に対応するコラム（“專欄4”）

から、重点産業として指定された各製造業分野をめぐる第12次5カ年計画期間中の方針はそれぞれ以下の通りとなる。なお以下の業種部門配列は拙稿(4)に準じるものとして、調整振興政策の対象外だった建設材料については最後尾に回した。⁽⁶⁾

1) 自動車

完成車の研究開発能力を強化し、基幹部品技術の自主化実現を目指す。具体的には動力電池、ドライブモーターおよび動力系全体の管理制御システムの課題に重点的に取り組む。高効率のディーゼルエンジン、高効率の伝動・モーター、材料と構造の軽量化、完成車の最適化、通常のハイブリッド技術を普及させて、自動車部品の省エネ推進など環境保護と安全の両面での技術水準を高めていく。

2) 鉄鋼

高速鉄道用鋼材、ハイグレード無方向性珪素鋼、高透磁率方向性珪素鋼、高強度機械用鋼材等の重要鋼種を重点的に発展させる。非高炉製鉄、クリーン鋼生産、資源の総合利用等の技術開発を支援する。エネルギー管理制御システム技術や高温・高圧コークス乾式消火、余熱の総合利用、焼結排煙脱硫等の省エネ・排出削減技術を重点的に普及させる。また原料基地建設を加速させる。

3) 紡織

環境保護と品質・安全性を重視し、企業ブランド構築を強化し、製法・技術

- ✓ (5) 10大調整振興産業のうち物流に関しては、“要綱”第3篇第12章(総合交通輸送システムの構築)のとくに第1節(地域間交通網の整備)と第4節(輸送サービスの水準向上)、および第4篇第15章第2節(近代的物流業の強力な発展)においてふれられている。
- (6) “要綱”には合計22個のコラム(“專欄”)が盛り込まれており、本稿ではこれらのうち重点製造業についてのコラム4と戦略的新興産業についてのコラム5をとりあげた。なお、コラム4では、①設備製造、②船舶、③自動車、④鉄鋼、⑤非鉄金属、⑥建材、⑦石油化学、⑧軽工業、⑨紡織、という記載順になっていて、電子情報はこの中には含まれていない。

装置のレベルを向上する。具体的には、ハイテク繊維および新世代の機能性・差別化繊維の産業化や応用を推進する。産業用繊維製品の発展を加速させる。ハイエンド紡織機および付属品の自主製造能力を強化する。不要になった繊維製品のリサイクルを支援する。

4) 設備製造

鋳・鍛造、溶接、熱処理、表面処理等の基礎工程の専門化を進め、また、軸受・歯車・金型・自動制御の基礎部品の水準を高めるなど、基礎製法、基礎材料、基礎部品の研究開発とシステム統合のレベルを向上させ、重大技術プラント装置の研究開発と産業化を強化し、装置製品の数値制御化・知能化推進を通じて企業の情報化を促す。また、戦略的新興産業およびインフラ等の重点分野に必要とされる機械設備を発展させる。

5) 船舶

国際的な新規格にもとづき近代的造船モデルを確立し、ハイテク・高付加価値の船舶と関連設備を開発する。具体的にはバルク船、オイルタンカー、コンテナ船の3大主流船種の高度化、世代交代を進める。また大型LNG船、大型LPG船、遠洋漁船、豪華客船等のハイテク・高付加価値船舶も重点的に発展させる。さらに船舶関連産業および積載率の水準を高めるものとして、移動式海洋掘削プラットフォーム、浮体式生産システム、海洋作業船および支援船ならびに重要関連設備・システムの自主設計と製造を加速させる。

6) 電子情報

研究開発水準を高め、基礎電子の自主開発能力を増強し、産業チェーンにおけるローエンドからハイエンドへの延伸を誘導していく。

7) 軽工業

環境保護と品質・安全性の方面に力を入れ、企業のブランド作りを強化し、製法・技術装置のレベルを引き上げる。新型電池、農業用新型プラスチック、省エネ・環境保護型の電気光源および智能化家電等の基幹技術の産業化を推進する。重点業界における機械設備の自主化を加速させる。林業・製紙

業一体化プロジェクトの建設推進を継続する。食品加工の高付加価値化を支援する。食品安全検査の能力構築を強化し、食品企業の品質・信頼体系を整備する。

8) 石油化学

原料多様化の新たな方途を積極的に模索し、ハイエンド石化製品を重点的に開発し、化学肥料原料の調整を加速し、石油製品の品質のグレードアップを推進していく。大規模な石油精製・石油化学一体化基地を建設する。石炭火力発電・石炭化学工業の一体化、二酸化炭素利用、水銀汚染防止プロジェクトの実証を行う。石油製品の品質を向上させる。アルケンの原料多様化率を20%とする。毒性や残留性の高い農薬を淘汰する。

9) 非鉄金属

航空宇宙、電子情報等の分野に必要とされる基幹材料を重点的に発展させる。製錬の先端技術および工程短縮・連続化のプロセス技術や省エネ・排出削減技術の普及応用を支援する。再生資源の循環利用ならびに低品位鉱、共生鉱、難処理鉱、尾鉱およびスラグ資源の総合利用を奨励する。

10) 建設材料

太陽光発電用ガラス、極薄基板用ガラス、特殊グラスファイバー、特殊セラミック等の新材料を重点的に発展させる。セメントキルンによる都市生活ゴミ・汚泥の共同処理ラインならびに建築廃棄物の総合利用モデルラインの建設を支援する。グリーン（“緑色”）建設の要件に適合する新型建材や製品を大々的に発展させる。

これら重点産業のうち、自動車、電子情報、石油化工、設備製造については部分的に、次節でとりあげる戦略的新興産業分野にも関わってくる。また船舶については、“要綱”第14章で記されている海洋経済発展が船舶産業の発展を以てその前方連関効果を狙ったものとして位置づけることができる。そこでは、科学的計画を立てて海洋経済を発展させ、海洋資源を合理的に開発・利用し、

海洋石油・ガス、海洋輸送、海洋漁業、海浜観光などの産業を積極的に発展させ、海洋バイオ医薬品、海水総合利用、海洋エンジニアリング装置製造等の新興産業を育成し、発展することなどが述べられている。同様に、第12章および第13章はそれぞれ自動車、電子情報の前方連関効果的な位置づけで捉えることができる。

次に、“要綱”第10章では今後の先導的・支柱的存在として戦略的新興産業の育成・発展が強調されている。ここで戦略的新興産業とは、2010年9月8日の国务院常务会议において審議のうえ可決された「国务院の戦略的新興産業の早期育成と発展に関する決定」にもとづき、今後重点的に育成、発展を加速すべき分野として選定された1) 省エネ・環境保護産業、2) 次世代情報技術産業、3) バイオテクノロジー産業、4) ハイエンド設備製造業、5) 新エネルギー産業、6) 新素材産業、7) 新エネルギー自動車産業の7産業分野を指す。

また同章によれば、中国経済の新たな牽引役としてこれら7分野の当計画期間でのGDPに占めるシェアを8%前後に設定している。同章第1節およびそれに対応するコラム5から、これら7分野の戦略的新興産業それぞれの革新的創造・発展プロジェクトの概要をまとめると、以下のとおりとなる。

1) 省エネ・環境保護産業

省エネ・環境保護の重大モデルプロジェクトを実施して高効率の省エネ、先進的な環境保護および資源の循環利用の産業化を進める

2) 次世代情報技術産業

次世代の移動通信網、次世代インターネットおよびデジタル放送網を整備し、モノのインターネット応用モデルプロジェクトの建設を行い、ネットワーク製品産業化特別プロジェクトを実施して、集積回路、液晶フラットパネルディスプレイ、ソフトウェアおよび情報サービス等の産業基地を建設する

3) バイオテクノロジー産業

医薬、重要動植物、工業微生物菌等の遺伝資源情報データベースの構築、バイオ薬品や医用生体工学製品の研究開発・産業化基地の建設、バイオ育種の研究開発、実験、検査および優良品種育成基地の建設、バイオ製造応用モデルプラットフォームの構築を行う

4) ハイエンド設備製造業

新型の国産幹線・支線用航空機、一般航空機、ヘリコプターの産業化プラットフォームの構築を行い、航路誘導、リモートセンシング、通信等の衛星により構成される宇宙インフラの枠組みを整備して、知能型制御システム、ハイエンド数値制御工作機械、高速列車および都市軌道交通設備等を発展させる。

5) 新エネルギー産業

新世代原子力発電、大型風力発電ユニットおよび部品、高効率の太陽光発電や太陽熱利用の新モジュール、バイオマスエネルギーの転換利用技術およびスマートグリッド設備等の産業基地を建設し、海上風力発電、太陽光エネルギー発電およびバイオマスエネルギーの大規模応用モデルプロジェクトを実施する。

6) 新素材産業

航空宇宙、エネルギー資源、交通輸送、重要設備等の分野において早急に必要とされる炭素繊維、半導体材料、高温合金材料、超伝導材料、高性能レアアース材料、ナノテク材料等の研究開発や産業化を推進する

7) 新エネルギー自動車産業

プラグインハイブリッドカー、電気自動車の研究開発および大規模な商業化のモデルプロジェクトを展開し、産業化や応用を実施する。

“要綱”ではこれら7分野の戦略的新興産業に関して、中核的技術と先端技術の研究、企業技術革新力養成、高技能技術者チーム育成、そして知的財産権の創出・運用・保護・管理の各方面での強化を通じて、産業の創造的革新発展

に向けた重大プロジェクトを実施すること、およびその創造的革新を支援するシステムの構築および重要な科学技術成果の産業化や産業集積の発展の推進などを主要任務として位置づけている。

なお、上記 2010 年秋の国務院常務会議では、戦略的新興産業の育成・発展にあたっての支援システムの在り方のなかでも、資金面でのバックアップに関して、国家財政面から戦略的新興産業の発展に向けた専用資金を設立し、緩やかな財政投融资の拡大メカニズムを構築するという税收支援政策の制定・整備などについて検討された⁽⁷⁾。これらのことから、これまで中国の国内資本では自前の核心的技術の蓄積が欠落していたがために、極端な表現を用いればローエンドの低付加価値製品しか製造できず、戦略的新興産業の育成にはそういった状態からの脱却とハイエンド化を急ぐ必要があったこと、そして当該分野に財政資金を集中的に投ずることは、独自技術の研究開発を進めることで、国家を挙げて当該分野で一気に世界の最前列に立とうという狙いがあるものと推察する。

また金融面では金融機関からの資金貸付拡大を奨励し、多層的な資本市場の資金調達機能を発揮させ、ベンチャー投資や株式投資ファンドの発展に力を入れるとしている。さらに、海外資本が戦略的新興産業に投資するよう誘導すること（いわゆる“引進來”の一環として）、および条件を満たした国内企業が海外投資を行うことを支援し、国際投融资協力の質とレベルを向上させることと、戦略的新興産業の重点製品、重点技術、重点サービスの国際市場開拓を積極的に支援すること（いわゆる“走出去”の一環として）が決定された⁽⁸⁾。

ただし、戦略的新興産業の育成・発展に対し以上のような一連の国内外両面からの資金調達の手段が国務院の会議にて模索・検討されたのとは対照的に、“要綱”では、第 10 章第 3 節（政府支援と誘導強化）にて「戦略的新興産業発展特定資金と産業投資基金を設立し、政府の新興産業起業投資規模を拡大し、

(7) 国務院常務会議での戦略的新興産業に関する検討内容については「人民日報（国内版）」2010 年 9 月 9 日付記事を参照した。

複数段階の資本市場のファイナンス機能を発揮させて、社会資本（民間資本）が起業の早・中期段階にある革新型企業に投じられるようにする」こと、「リスク補償などの財政優遇政策を総合的に運用して、金融機関による融資支援の度合い強化を奨励する」こと、「革新奨励、投資・消費誘導のための税制支援政策を充実させる」こと、などといった表現にとどまっている。

3. 全人代（2011年3月）以降の動向 —「産業構造調整指導目録」の改訂—

全人代閉幕から1ヵ月以上経過した2011年4月25日に国家発展改革委員会（以下、発改委）は、2011年版の「産業構造調整指導目録（“産業結構調整指導目録”）」（以下、2011年版目録）を発表した（施行は同年6月1日より）。

そもそも「産業構造調整指導目録」とは、発改委が国務院関連部門と協力して関連法律法規（2005年版目録について言えば2005年12月に出された「産業構造調整促進暫定規定（“促進産業結構調整暫行規定”）」）に基づき制定し、国務院の批准を経て公布のうえ、原則的に国内各種企業に適用されるものである⁽⁹⁾。そして、現状に基づき、同目録について一部調整する必要が生じる場合、

- ✓（8）こうした国を挙げての産業高度化に向けての一連の動きと関連させて、（為替管理等、通貨政策での成り行き上）世界一の保有規模になった中国の外貨準備活用の方向性も考察していかなければならないのかもしれない。中国人民銀行が2011年4月に発表したところ、同3月末時点で外貨準備高が3兆0447億ドルとなったという（北京4月14日発新華社）。筆者はこれまで、本来の専門研究領域ではないにもかかわらず中国の外貨準備肥大化問題に関して何度か論じたことがあるが、そのうちのひとつで、潤沢な外貨準備を原資としての政府系ファンド（SWF）、CIC（中国投資総公司）の設立過程を取りあげたことがある（金澤孝彰「中国の外貨準備運用をめぐるマクロ的課題」、和歌山大学経済学部・山东大学経済学院「共同研究」会（編）『グローバル化のなかの日中経済関係』御茶の水書房、2009年所収、第12章）。米国債購入以外での有効な外貨準備活用手段として新たな運用先を求めて、CICなどが今後、国家の戦略的新興産業政策とからませて重要産業を担う国内企業に出資したり、先進技術や資源を目標で海外企業をよりいっそう買収したりしていくような可能性は十分に考えられる（この点に関して3兆ドルを超過した中国外貨準備をとりあげた「日本経済新聞」2011年4月21日付朝刊記事および「日経ヴェリタス」2011年4月25日付記事も参照）。

発改委が国務院の関連部門と協力して適時に目録を改訂のうえ公布することになっている。すなわち、2011年版目録は2005年版目録を基本としつつ、本稿で取り上げたように第12次5ヵ年計画“要綱”にも記されている経済発展方式の転換加速、産業構造調整・最適化レベルアップ推進、現代産業体系の整備・発展などといった方針に合わせて、改訂したものにとらえられる⁽¹⁰⁾。

目録は2005年版、2011年版ともに奨励類、制限類、淘汰類の3種類に分かれる。なお、これら3種類のいずれにも属さず、かつ国家の関連法律法規や政策規定に合致する場合は許可類と見なすが、これについては目録という形式で列挙しないことになっている。

これらの目録のうち、奨励類に属するものは、①国内で研究開発、産業化の技術基礎を有し、技術創造を行い、新たな経済成長軸を形成しうるものであること、②当面は比較的大きな市場需要があり、発展前景が広く開かれており、不足財の供給能力向上に有利であり、国内外の市場開拓に有利なものとなること、③技術含有量が比較的高く、産業技術の発展促進を有利に行い、産業競争力を高められること、④持続可能な発展という戦略要求に合致し、安全生産、資源節約や综合利用に利し、新エネルギーと再生可能エネルギー開発などでエネルギー効率を高め、生態環境保護と改善に有利であること、⑤特に中西部と東北などの旧工業基地でのエネルギー・鉱物資源と労働力資源などに優位性発揮が見込まれること、⑥就業力拡大に貢献しうること、などを基準にして

✓(9) 外資系企業に関する奨励類、制限類、淘汰類は、拙稿(1)にて既述の通り、「外商投資産業指導目録」に沿ったものとなる。なお、2005年12月国務院発布の「産業構造調整促進暫定規定」第12条によれば、「外商投資産業指導目録」の改訂は主に「産業構造調整指導目録」に依拠してなされること、「産業構造調整指導目録」の淘汰類は外資にも適用されること、そして、両目録にもとづく政策執行過程で問題が生じた場合、発改委と商務部の間で検討・協議すること、としている。

(10) 筆者の知り得る限りで、全国政治協商会議および全人代の2会議開催期間前後に目録の改訂版が発表される見通しとの情報が2011年1月時点ですでであったが(北京2011年01月26日発新華社)、実際には全人代閉幕(2011年3月14日)以降、1ヵ月以上経過してから公表となった。

選定される。総じて、経済社会の発展に対し重要な促進作用があり、資源節約、環境保護、産業構造の最適化やグレードアップに有利に貢献するものが主対象となり、これら奨励類項目の投資に対し、国家は規定に基づき批准、許可を行う。

次に制限類目録に属するものについては、① 業界基準・条件に合致せず、工程技術が遅れ、産業構造の最適化やグレードアップに不利なものであること、② 安全生産に不利なものであること、③ 資源とエネルギーの節約に不利なものであること、④ 環境保護と生態環境回復に不利なものであること、⑤ 低レベルの重複建設が比較的深刻であり、かつ生産能力が顕著に過剰なものであること、などが選定基準として挙げられる。総じて、これらは新しい生産能力、工程技術、設備及び製品の改造が要求されるか、あるいは製造禁止を督促される。そして、国家の投資管理部門は審査批准・許可を行わず、各金融機構からの貸付は制限され、土地管理、都市計画・建設、環境保護、品質検査、商法、税関、工商などの部門は該当目録の分野に対して関連手続きを行ってはならないとされる。ただし制限類に属するものの現有生産能力については、企業が一定期限内で改造グレードアップのための措置を講じることは認められており、これに応じて金融機関は資金面で継続的にバックアップできるものとしている。

最後に淘汰類目録（2005年版、2011年版とも旧式生産工程と旧式製品の2範疇に区分される）に属するものとしての選定基準は、① 生産と人身の安全に危険を及ぼし、安全生産条件を満たしていないこと、② 環境汚染或いは生態環境の破壊が深刻であること、③ 製品の品質が国家规定或いは業種規定の最低基準より低いこと、④ 資源・エネルギー浪費が深刻なことなどが挙げられ、これらは原則的に投資を全面的に禁止するものとしている。また各金融機構は各種形式の信用享受指示を停止し、すでに支給した貸付金を回収する措置を講じる義務が生じ、規定された期限に基づき全面的に淘汰することが義務付けられている。

こうした2005年と2011年の2時点での奨励類同士、制限類同士、そして淘汰類同士の目録を突き合わせ、それぞれにおいて列举されている品目から、産

業高度化や構造調整政策の方向性をうかがい知ることは可能となる。ただし本稿では、紙幅の関係からそれら対象品目を逐一詳細に吟味する余裕はない。目録の詳細は発改委の公式ホームページ (<http://www.sdpc.gov.cn/>) などからダウンロードできるが、表3では、奨励類、制限類、淘汰類ごとでみた2005年版目録と2011年版目録の分野別項目(品目)数の対比を便宜的に表示した程度にとどめている。ただし、2005年版と2011年版とでは項目の括り方で統一性がとれていない分野もいくつか見受けられる点は注意を要する(例えば、軽工業分野で2005年版では複数の項目に分散表示している品目が、2011年版では一括して一つの項目にとりまとめられて表示されている、といった具合に)。したがって、当表からの分野別項目(品目)数の増減推移だけで質的变化を十分捉えることは出来ないことは重々承知のうえで、以下、次節では筆者自身が2時点の目録を通覧しての留意すべき要点をいくつかあげて、本稿を締めくくるものとする。

表3 「産業構造調整指導目録」2005年版と2011年版の分野別項目数対比

【奨励類】

分野	2005年版	2011年版
農林業	55項目	66項目
水利	20項目	31項目
石炭	14項目	20項目
電力	17項目	24項目
核エネルギー	10項目	11項目
石油・天然ガス	6項目	8項目

(11) 2011年版目録に関しては、

<http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/W020110426538520049313.pdf> を、
また、2005年版目録および「産業構造調整促進暫定規定」に関しては、それぞれ
http://www.gov.cn/flfg/2006-01/18/content_162061.htm と
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbqt/zcfb2005/t20051222_54302.htm
を参照(筆者はいずれも2011年5月31日にアクセス)。

鉄鋼	25 項目	17 項目
非鉄金属	19 項目	5 項目
化学工業	27 項目	19 項目
建材	17 項目	14 項目
医薬	21 項目	8 項目
機械	52 項目	60 項目
自動車	9 項目	10 項目
船舶	7 項目	11 項目
航空宇宙	11 項目	14 項目
軽工業	16 項目	39 項目
紡織	11 項目	14 項目
建築	10 項目	10 項目
都市インフラ・不動産	20 項目	24 項目
鉄道	18 項目	18 項目
道路	11 項目	19 項目
水運	14 項目	15 項目
航空輸送	9 項目	8 項目
情報産業	45 項目	44 項目
その他サービス業 (*)	33 項目	18 項目
環境保護・資源節約総合利用	42 項目	40 項目

(2011年版新規追加分野)

新エネルギー		10 項目
黄金		2 項目
都市軌道交通設備		9 項目
総合交通運輸		8 項目
現代物流業 (*)		11 項目
金融サービス業 (*)		11 項目
科学技術サービス業 (*)		11 項目
商務サービス業 (*)		11 項目
商貿サービス業 (*)		8 項目
旅遊業 (*)		4 項目
郵政業 (*)		9 項目
教育文化衛生体育サービス業 (*)		35 項目
公共安全・緊急対応製品		43 項目
民生用爆薬		10 項目

注) (*)については本文参照

【制限類】

分野	2005年版	2011年版
農林業	4 項目	16 項目
石炭	4 項目	5 項目

電力	2 項目	4 項目
石油・天然ガスおよび化学工業	41 項目	13 項目
情報産業	2 項目	2 項目
鉄鋼	14 項目	20 項目
非鉄金属	12 項目	8 項目
黄金	7 項目	7 項目
建材	12 項目	13 項目
医薬	10 項目	7 項目
機械	34 項目	57 項目
船舶	2 項目	該当なし
軽工業	32 項目	35 項目
紡織	1 項目	17 項目
煙草	1 項目	1 項目
消防	7 項目	7 項目
その他	5 項目	7 項目
(2011 年版新規追加分野)		
民生用爆薬		4 項目

【3 淘汰類】

① 旧式生産工程

分野	2005 年版	2011 年版
農林業	2 項目	7 項目
石炭	12 項目	11 項目
電力	3 項目	4 項目
石油・天然ガスおよび化学工業	29 項目	10 項目
鉄鋼	30 項目	44 項目
非鉄金属	15 項目	26 項目
黄金	3 項目	4 項目
建材	30 項目	26 項目
医薬	6 項目	8 項目
機械	9 項目	26 項目
軽工業	19 項目	33 項目
紡織	29 項目	23 項目
印刷	62 項目	36 項目
消防	1 項目	1 項目
その他	2 項目	5 項目
(2011 年版新規追加分野)		
船舶		2 項目
民生用爆薬		23 項目

② 旧式製品

分野	2005年版	2011年版
石油・天然ガスおよび化学工業	31項目	7項目
鉄道	5項目	8項目
鉄鋼	4項目	3項目
非鉄金属	1項目	1項目
建材	8項目	9項目
医薬	4項目	5項目
機械	75項目	65項目
軽工業	8項目	14項目
紡織	3項目	該当なし
消防	7項目	16項目
その他	1項目	1項目
(2011年版新規追加分野)		
船舶		4項目
民生用爆薬		4項目

注) 筆者整理

4. 産業構造調整指導目録の比較から見えてくるもの(まとめにかえて)

上掲表3より、奨励類については、全体的にみて2005年版の26分野計721項目から2011年版の40分野計750項目へというように14分野の新規追加、29項目の純増となっている。これら14分野のうち、現代物流業、金融サービス業、科学技術サービス業、商務サービス業、商貿サービス業、旅遊業、および郵政業は、“要綱”第4篇や第8篇などを反映しての2005年版でのその他サービス分野から派生したものととらえることができる。それら以外では新エネルギー、都市軌道交通設備、総合交通運輸、公共安全・緊急対応製品などの分野の発展が新たに奨励されている。

また2005年版と2011年版の両目録に奨励類として挙がっている分野について見ると、まず、“要綱”第2篇との関連で、農林業と水利いずれもが項目数を増やしていることから農業近代化発展支援の充実を反映させているものと受け止めることができる。

次に、“要綱”第3篇との関連で、たとえば設備、自動車、船舶などの機械

製造分野での自動制御システム、高速精密軸受、軌道車両交流牽引伝動システム、新エネルギー自動車用重要部品、海洋プロジェクト専用作業船や海洋プロジェクト装備などの戦略的新興産業の育成発展および、また、紡織分野での革新的技術と環境保護技術を備えたバイオマス繊維の産業化、高性能繊維と製品（複合材料）、産業用繊維品などの開発・生産といった重点製造業部門の構造調整に関する項目などが追加されている。

さらに、“要綱”第6篇との関連で、環境親和的な資源節約型社会の構築にもとづいて、環境保護・資源節約総合利用分野には、廃棄物などの再生資源を循環利用する技術と装備の開発や廃棄機械電気製品の再利用と再製造などの条項を新設、製造業分野にクリーンエネルギー技術、省エネ排出削減、循環利用に関する内容が追加されていることも確認できる。

他方、制限類および淘汰類に関しては、これまでの粗放型経済成長が、結果として、生産一単位あたりの資源・エネルギー消費や環境負荷が過大かつ、労働生産性も低い低付加価値事業における重複投資、老朽化した生産設備の過剰などという経済合理性に欠いた問題をもたらしたことに對する規制と指導を反映したものとなっている。制限類が2005年版目録の17分野234項目から2011年版目録の17分野223項目というように11項目の純減、淘汰類が旧式生産工程でみて15分野252項目から17分野289項目の2分野37項目の純増、旧式製品でみて11分野147項目から12分野137項目の1分野純増10項目純減となっている。これらの項目数の純増ないし純減には、2005年版目録では制限類だったものの中で2011年版目録で淘汰類に組み込まれているものも含まれている。

ただし、ここで項目数の増減動向以上に注視（あるいは注意）すべきことは、2005年版と2011年版それぞれの淘汰類目録項目を突き合わせてみて、2005年版の①旧式生産工程全252項目のうちの約160項目が、また②旧式製品全147項目のうち約110項目が、すなわち2005年時点で可及的速やかに全面廃止されるべき対象だったものの過半数が、2011年版目録にも厳然と残存している

という事実である。これは国家の方針としては産業の高度化を目指す半面、中国が抱える地域的な経済事情や労働雇用事情、そしてそれらの背景要因となる中国経済の歴史的経路依存性から少なからぬ影響を受けるかたちで、高度化に適さない業種部門が容易に全面廃止することができないという事情が根強く残っていることを物語っている。筆者は第12次5ヵ年計画期間内においても目録の当該項目の完全淘汰は決して容易ではなく、今後のこの辺の動向については、随時より詳細の実態観察の必要があると考える。